

～特定建設作業の届出について～

騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業を特定建設作業と定め、届出を義務づけています。

●特定建設作業の一覧表

○：該当する -：該当しない

特定建設作業の種類	機械の名称	騒音		振動		具体例
		法律	条例	法律	条例	
1. くい打機・くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	くい打機	○	○	○	○	・ディーゼルパイルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、気動ハンマ、パイプロハンマ ※場所打くい工法で用いるくい打機は特定建設作業に該当しない。
	アースオーガ併用くい打機	-	-	○	○	・アースオーガを用い打撃を行う場合
	くい抜機	○	○	○	○	・パイルエキストラクタ、パイプロハンマ、気動ハンマ
	油圧式くい抜機	○	○	-	-	
	くい打くい抜機	○	○	○	○	・パイルエキストラクタ、パイプロハンマ、気動ハンマ
2. びょう打機を使用する作業		○	○	-	-	・リベッチングハンマ ※インパクトレンチは特定建設作業に該当しない。
3. *さく岩機・ブレーカーを使用する作業	さく岩機・ブレーカー	○	○	○	○	・油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー） ※コンクリート圧砕機は特定建設作業に該当しない。
	手持式さく岩機	○	○	-	-	・ハンドブレーカー
4. 空気圧縮機を使用する作業		○	○	-	-	・原動機（電動機以外）の定格出力が15kw以上のもの ※さく岩機の動力に用いる場合は「さく岩機」として扱う。
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラント	○	○	-	-	・混練容量が0.45m ³ 以上のもの
	アスファルトプラント	○	○	-	-	・混練重量が200kg以上のもの
6. ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウ又はショベル系掘削機械を使用する作業	ブルドーザー	○40	○	-	○	・法律の届出は、原動機の定格出力が表中の数値(kw)以上のもの
	トラクターショベル	○70	○	-	○	
	バックホウ	○80	-	-	-	・ショベル系掘削機は、原動機の定格出力が20kwをこえるものに限る
	ショベル系掘削機	-	○20	-	○20	
7. *コンクリートカッタを使用する作業		-	○	-	-	
8. 鋼球を使用して工作物を破壊する作業		-	○	○	○	・スチールボール
9. *舗装版破砕機を使用する作業		-	-	○	○	・ハンマを落下させて舗装版を破砕するもの

注) *印の作業について、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。

届出を要しない場合	1. 当該作業がその作業を開始した日に終わるもの 2. 当該作業を規制地域以外(工業専用地域の一部)で行うもの
-----------	--

●届出の方法

1. 届出義務者

建設工事を施行しようとする元請業者（法人の場合、代表者名で届出）

2. 届出時期

特定建設作業を開始する**8日以上前**

3. 提出書類

(1)特定建設作業実施届出書

（堺市ホームページの申請書ダウンロードから印刷できます。）

(2)特定建設作業が行われる場所周辺の状況の見取図

(3)特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表

※この他、道路工事などで夜間に特定建設作業を行う場合は、道路使用許可の写し等が必要です。

4. 提出部数

上記(1)から(3)を**各2部**（正本1部とその写し1部）

●施工の注意

1. 騒音振動の少ない機械・工法の使用、防音シートの設置など工事に伴って発生する**騒音振動及び粉じんの防止を図ること**。
2. 特定建設作業については、日曜・休日及び夜間を行わないこと。また、特定建設作業以外の作業についても、出来るだけ行わないこと。
3. 現場周辺の方にあらかじめ工事の概要、作業時間、騒音振動の防止対策などを説明しておくこと。また、著しい騒音振動を発生させるときには、その都度説明すること。
4. 現場責任者は騒音振動を監視するとともに、万一苦情が発生した場合は誠意をもって対処すること。

下請負人を用いる場合は、下請負人に騒音振動の防止対策について指導しておくこと。

●特定建設作業の規制基準

(騒音規制法第15条、振動規制法第15条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第94条)

騒音・振動基準値 (敷地境界線における値)	騒音：85デシベル (1号、2号区域)		振動：75デシベル
作業禁止時間	午後7時～午前7時(1号区域)	午後10時～午前6時(2号区域)	
最大作業時間	10時間/日(1号区域)	14時間/日(2号区域)	
最大作業期間	連続6日(1号、2号区域)		
作業禁止日	日曜・休日(1号、2号区域)		

第1号区域	住居系地域、商業系地域、準工業地域、用途指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び府条例施行規則第53条第2号に掲げる地域(※)のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域
第2号区域	工業地域及び府条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域

※府条例施行規則第53条第2号に掲げる地域とは、

1. 工業専用地域の一部
2. 騒音規制法、振動規制法の規制地域から300m以内の地先及び水面で、詳しくは問い合わせてください。

【堺市ホームページ】 <http://www.city.sakai.lg.jp/>

●騒音・振動

http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/jigyosha/soonshindo/index.html

お問い合わせ

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館4階

堺市 環境保全部 環境対策課 生活環境係

【TEL】 (072) 228-7474

【FAX】 (072) 228-7317

【E-mail】 kantaisaku@city.sakai.lg.jp